

第4回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成29年4月25日(火)午後4時00分

2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室

3. 出席する資格を有する委員の総数 12名

4. 出席委員(12名)

1番	阿部 稔	7番	森 正美
2番	野村 敏博	9番	佐々木 康二
3番	富永 学	10番	溝渕 康裕
4番	伊林 久信	11番	住田 哲也
5番	坂口 啓郎	12番	朴谷 和夫
6番	舟山 仁志	13番	氏家 知身

5. 欠席委員(0名)

6. 議事日程 報告第4号 農地法第18条第6項について

議案第15号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

議案第17号 土地の現況証明書の交付について

議案第18号 あっせんの申出者について

その他

7. 農業委員会事務局職員 事務局長 堤 裕一

事務局次長 室屋 尚弘

事務局係長 佐藤 公紀

8. 会議の概要

開会 16時00分

- 局長： 坂口委員からは若干遅れるという連絡が入っております。予定された方は全員揃いましたので、ご起立願います。礼
- 議長： 開会にあたりまして、新事務局長より発言をいただきます。
- 局長： 4月1日付町の人事異動により、農業委員会事務局長と農業振興課長兼務発令で私、堤が着任しております。よろしく願いいたします。異動がありました担当者をご紹介します。事務局次長に室屋次長、関係機関におきましては、農業振興課主幹に水口主幹、農業センター所長に大柳所長、北海道中央農業共済組合の担当で山川主幹がそれぞれ異動しております。また、ご報告であります。過日開催されました当麻農業協同組合通常総会において役員改選が行われ、田中委員が代表理事組合長の職を降りられております。田中委員は、農協からの役員推薦委員であることから、法改正後においては原則失職することとなります。しかし、経過措置により同一人であれば委員の職を続けることができますが、本人から辞任する旨の届け出があったところでもあります。法改正後においては、現時点で新たに委員を補充できないことから、本年7月までの任期満了まで、1名欠員となりますことをご報告いたします。以上です。
- 議長： それでは只今より、平成29年第4回農業委員会総会を開会します。委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、近日の降雪や急な気温上昇など農作物の管理には大変ですが、みなさん今年1年の計画の中で作付されていると思いますので、お体には十分注意されて健康で過ごしていただきたいと思っております。
- 議長： 本日の会議録署名委員は、議席7番、森委員、議席9番、佐々木委員にお願いいたします。坂口委員が少し遅れてくるということですが、ただいまの出席委員は11名でありまして定足数でございます。局長から本日の議事日程について説明をしてください。
- 局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議題については、報告第4号、農地法第18条第6項について、28件、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2件、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、31件、売買2件、新規24件、継続5件、議案第17号、土地の現況証明書の交付について、5件、議案第18号、あっせんの申出者について、1件、その他。以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは、議題に入らせていただきます。2ページをお開き下さい。報告第4号、農地法第18条第6項について、事務局より1番から21番まで一括で説明して下さい。
- 事務局次長： はい、報告第4号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成29年4月25日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇

〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇番〇外 12 筆、計 13 筆、地目、〇〇番〇、田外 10 筆、〇〇〇番〇、畑外 1 筆、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、借主である〇〇〇〇氏が、本年 3 月に法人を立ち上げたことから、法人名義での賃貸に切り替えるための解約です。以降、番号 21 番まで借主が、同一であることから、貸主及び対象農地のみについてご報告いたします。番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。続いて 3 ページ、番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 7、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 9、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 10、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 11、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇の内、外 5 筆、計 6 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 12、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 13、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡。続いて 4 ページ、番号 14、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 15、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 16、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 17、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 18、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇の内、外 2 筆、計 3 筆、地目、〇〇番〇の内、外 1 筆田、〇〇番〇の内、畑、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 19、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 20、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号 21、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡。以上です。

議長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のありました 1 番から 21 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご

発言はありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、1番から21番について報告とさせていただきます。続いて、22番から28番まで一括で説明して下さい。

事務局次長： はい、それでは番号22、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇番〇の内、外2筆、計3筆、地目、〇〇番〇の内、田、〇〇番〇、畑、外1筆、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、後ほど審議されます、法3条による〇〇〇〇さんのお孫さんが経営を開始するための解約です。続きまして5ページ、番号23、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外5筆、計6筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、現在貸主、借主の間で複数になっている契約を一つにまとめるための解約です。番号24、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、現在貸主、借主の間で複数になっている契約を一つにまとめるための解約です。番号25、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、貸主の要望（自ら耕作）による解約です。番号26、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外2筆、計3筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、現在貸主、借主の間で複数になっている契約を一つにまとめるための解約です。番号27、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、全て畑、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、貸主の要望（自ら耕作）による解約です。番号28、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡、後ほど審議されます、あっせん申出のための解約です。以上です。

議長： 只今、事務局より農地法第18条第6項の合意解約通知のありました22番から28番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、22番から28番について報告とさせていただきます。続きまして、6ページの議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について審議をいたします。事務局より使用貸借の1番について説明をお願いします。

議長： はい、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求めます。平成29年4月25日提出、当麻町農業委員長名。使用貸借、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇の内、

外 3 筆、計 4 筆、地目、〇〇番〇の内、田、外 3 筆畑、面積合計〇,〇〇〇m²、水張〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇,〇〇〇m²、申請理由、経営開始、本申請箇所は、7 ページの箇所でありまして、貸主の孫にあたる〇〇〇〇氏が経営を開始するため、使用貸借するものです。〇〇 〇〇氏は、農業従事者として就農し 15 年が経過、この間、農業経営の基礎を習得しております。権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。以上です。お手元の別添農地法第 3 条調査書のとおりでございます。

議長： 只今、1 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決致します。使用貸借の 1 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第 15 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 1 番については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、使用貸借の 2 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、使用貸借、番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇m²、水張〇〇〇a、作付〇〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇,〇〇〇m²、申請理由、経営継承、本申請箇所は、8 ページの箇所でありまして、事情により 1 年間のみ、第 3 者へ賃貸契約をしておりましたが、期間満了により貸主の父親の〇〇氏に農地が戻りましたので、農業後継者の尚利氏へ使用貸借をするものです。〇〇氏は、農業後継者として 34 年が経過し、権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を全て満たしていると考えます。お手元の別添農地法第 3 条調査書のとおりでございます。以上です。

議長： 只今、売買の使用貸借の 2 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

伊林委員： 図面がちょっと違うようです。

事務局次長： 申し訳ありません。図面が誤っていましたので、後日差し替えさせていただきます。

佐々木委員： 調査書の借主と貸主が逆になっています。

事務局次長： 申し訳ありません。調査書が誤っていましたので、後日差し替えさせていただきます。

議長： 他にありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決致します。使用貸借の 2 番について議案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。議案第 15 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 2 番については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、9 ページの議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議致します。所有権移転の 1 番と 2 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 4 回）の決定について審議を求める。平成 29 年 4 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名、売主が兄弟、買主が同一のため、番号 1・2 併せてご説明申し上げます。所有権移転、番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、坂口委員、住田委員、富永委員です。売買価格は〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇です。続けて番号 2、売主、〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、坂口委員、住田委員、富永委員です。売買価格は〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇です。両件とも所有権移転のための売買は、4 月 7 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、所有権移転の 1 番と 2 番について説明がありましたが、この件についてあっせん委員の住田委員、補足説明はありませんか。

住田委員： 坂口委員長が遅れるということですので、私が代わって説明いたします。今事務局からご説明のあったとおりでございます。1 番、2 番との 10 a 当たりは〇〇〇,〇〇〇円とことになっております。以上です。

議 長： それでは、只今の所有権移転の 1 番と 2 番について何かご質問はありませんか。

各委員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の 1 番と 2 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。所有権移転の 1 番と 2 番について議案のとおり決定いたしました。続きまして、利用権設定の 3 番から 12 ページの 23 番まで事務局より一括で説明をお願いします。

事務局次長： はい、利用権設定の新規、番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番〇〇番〇外 12 筆、計 13 筆、地目、〇〇番〇、田外 10 筆、552 番 3、畑外 1 筆、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、借主が農業法人を設立したためです。今回、〇〇 〇〇氏が農業生産法人を設立したため、

先ほど合意解約の報告をいたしました農地について、使用貸借するものです。お手元の『農地所有適格法人としての事業状況調査書』をご覧ください。農地所有適格化法人の要件の形態要件は、株式会社であり、設立年月日は平成29年3月1日です。事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、及び下限面積要件の2ヘクタール以上を耕作することから、全ての要件を満たしていると考えます。権利取得後においても、全ての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしていると考えます。以降、番号23番まで借主が、(株)〇〇〇〇であることから、貸主及び対象農地についてのみご説明申し上げます。申請箇所については、15ページから23ページの箇所になります。番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年です。続いて10ページ、番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇番〇の内、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は8年です。番号10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は10年です。続いて11ページ、番号11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇、外2筆、計3筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇番〇の内、外5筆、計6筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇a、契約期間は10年です。番号15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年です。番号17、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇a、契約期間は10年です。続いて12

ページ、番号 18、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は 10 年です。番号 19、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は 10 年です。番号 20、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇の内、外 2 筆、計 3 筆、地目、〇〇番〇の内、外 1 筆田、〇〇番〇の内、畑、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、作付〇〇.〇a、契約期間は 10 年です。番号 21、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は 10 年です。番号 22、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇a、契約期間は 10 年です。番号 23、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、契約期間は 10 年です。以上、借主は全て株〇〇〇〇〇です。以上です。

議長： 只今、利用権設定の新規、3 番から 23 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。利用権設定の新規、3 番から 23 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の 3 番から 23 番までについて、議案のとおり決定いたしました。続きまして、利用権設定の新規、24 番から 26 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の新規、番号 24、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇番の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て畑、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、作付、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は相手方の要望です。続いて 13 ページ、番号 25、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 4 年、申請理由は相手方の要望です。番号 26、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は相手方の要望です。以上です。

議長： 只今、利用権設定の新規、24 番から 26 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。利用権設定の新規、24 番から 26 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の 24 番から 26 番までについて、議案のとおり決定いたしました。続きまして、利用権設定の継続、27 番から 31 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の継続、番号 27、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇,〇〇〇.〇〇 m²、水張、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積、申請理由は継続につき、割愛いたしますので後刻ご覧願います。番号 28、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇 m²、水張、〇〇〇.〇a。番号 29、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、〇〇〇〇番〇の内、田、〇〇〇〇番〇、畑、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇 m²、水張、〇〇〇.〇a、作付〇〇a、番号 30、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇 m²、水張、〇〇〇.〇a。番号 31、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て畑、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇 m²、作付、〇〇〇a。以上です。

議 長： 只今、利用権設定の継続、27 番から 31 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは無いようですので、採決いたします。利用権設定の継続、27 番から 31 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の 27 番から 31 番までについて、議案のとおり決定いたしました。続きまして、27 ページの議案第 17 号、土地の現況証明書の交付について審議いたします。事務局より 1 番について説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第 17 号土地の現況証明書交付について 次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成 29 年 4 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。番号 1、地番〇〇〇〇番、外 1 筆、計 2 筆、登記地目、田と畑、利用状況、2 筆とも農地以外、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇 m²、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4 月 18 日、坂口委員と富永委員が行いました。願い出のありました土地は、28 ページに記載の箇所でございまして、2 筆とも、樹木が生育している状況であり、数十年農地として利用されていない事は明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての 1 番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、採決いたします。議案第 17 号、土地の現況証明書交付の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。1 番については原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、2 番について説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 2、地番〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、登記地目、畑、利用状況、2 筆とも農地以外、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4 月 13 日、坂口委員と富永委員が行いました。願出のありました土地は、29 ページに記載の箇所でございまして、2 筆とも、樹木が生育している状況であり、数十年農地として利用されていない事は明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての 2 番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、採決いたします。議案第 17 号、土地の現況証明書交付の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。2 番については原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、3 番について説明して下さい。

事務局次長： はい、番号 3、地番〇〇〇番〇、登記地目、宅地、利用状況、農地、面積、〇〇〇.〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4 月 13 日、住田委員と佐々木委員が行いました。願出のありました土地は 30 ページ記載の箇所でございまして、数十年前より田として利用されており、現地の状況から農地と認められると判断いたしました。以上です。

議 長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての 3 番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、採決いたします。議案第 17 号、土地の現況証明書交付の 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。3 番については原案のとおり決定しましたので

で現況証明書の交付をいたします。続きまして、4番について説明して下さい。

事務局次長： はい、番号4、地番〇〇〇〇番〇〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇.〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4月18日、森委員と野村委員が行いました。願出のありました土地は、31ページに記載の箇所ございまして、水路の付け替え工事の分筆が行われた際に残されたと推測されます。現況は水路の法面となっており、現地の状況、土地の面積等から勘案して農地として耕作することは困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての4番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第17号、土地の現況証明書交付の4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。4番については原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、5番について説明して下さい。

事務局次長： はい、番号5、地番〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇.〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、所有者氏名、〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4月13日、住田委員と佐々木委員が行いました。願出のありました土地は、32ページに記載の箇所ございまして、住宅地内の宅地に囲まれており、住宅敷地と一体的に利用されている状況であります。現地の状況、土地の面積等から勘案して農地として耕作することは困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての5番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第17号、土地の現況証明書交付の5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。5番については原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、33ページの議案第18号、あっせんの申出者について、事務局より1番の説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第18号、あっせんの申出者について、平成29年4月25日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、住所、〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも畑、面積〇,〇〇〇.〇〇㎡、作

付〇〇a、申出理由は相続した農地を耕作出来ないため、以上です。

議長： それでは、あっせん委員を指名いたします。坂口委員、富永委員、私、氏家を指名致します。只今、あっせん委員に指名されました、委員さんにおかれましては、お忙しい時期になりますが、よろしく願いいたします。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課から

農業振興課： 特にございませぬ。

議長： 農業センター

農業センター： 4月14日に地域農業再生協議会総会を開催致しまして、平成29年度の経営所得安定対策及び水田フル活用ビジョン産地交付金につきましての活用方法につきましてご承認をいただき、現在農政事務所を通じまして道協議会の方へ報告書類を提出しております。また先週19日から本日25日の5日間におきまして経営所得安定対策の申請受付を行い、また各転作図面の受付を実施いたしました。本年度の該当農家につきましては451戸あり、うち400戸ほどが終了しております。今後残りの受付をしまして6月末の申請に向け実施してまいります。また6月中旬ころより牧草の現地確認、7月上旬に転作作物の現地確認をしたいと考えております。また27日から5月2日にかけて米穀課、資材課で水稻育苗の生育調査をしたいと計画しております。以上です。

議長： 土地改良区

土地改良区： 現在実施しております道営農地整備事業区画整理についてでございます。平成29年度の区画整理実施面積は50ha、暗渠排水実施面積は60ha、事業費にして4億円なっております。北海道の方で実施してまいりますが、区画整理50haのうち、30haほどを通年施工として地力での転作又は休耕等の対応をしていただき、夏場を中心に実施する予定となっております。既に一部昨年の繰り越し分の関係で施工が始まっておりますが、6月下旬ころから本格的に工事が実施されることとなりますので、お知らせいたします。以上が道営農地整備事業の実施状況となっております。続いて通水についてお知らせいたします。27日午前10時より当麻神社において水天宮祭、午前11時より大雪頭首工において通水式を執り行います。なお通水開始については例年通り5月1日より通水が始まりますが、用水路の清掃等の関係もありますので路線ごとにばらつきがございますが順次通水が始まりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長： 農協

農協： 特にございませぬ。

議 長： 普及センター

普及センター： 播種の状況についてお知らせいたします。播種作業については終盤を迎えておりまして、例年よりも若干遅れているところがあるかと思えます。天気が悪くて数日遅らせたという方が何件かいるということで、作業自体は遅れ気味という状況でございます。苗立ちですが天候があまり良くないということで、1週間から8日かかっているところが多いということで、昨年一昨年に比べますと数日時間がかかっているというような所が多いのではないかとみております。あと、本田の乾きが悪くて例年ですと連休前にトラクターが入るのですが、町内では一部入っているところもありますが、湿気っていて作業が遅れる所も見られるような状況になっております。あと先ほどの話でもありましたが、普及センターでも27日から5月2日に巡回に回りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議 長： 共済組合は欠席です。

共済組合： 特にございません。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

係 長： (事務連絡)

議 長： それでは、次回平成29年5月の農業委員会総会の日程であります。5月31日、水曜日午後1時30分から開催します。大変お忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしく願いいたします。

議 長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局 長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 17時00分